

## 1. 公共用水域水質測定結果

### (1) 水質測定の概要

この水質調査は、水質汚濁防止法第15条に基づき平成26年4月から平成27年3月までに実施したものである。

測定地点数及び測定検体数は、表―1、表―2のとおり合計88地点、延べ3,408検体である。

水質測定は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）を全測定地点で、人の健康の保護に関する項目（健康項目）を主要地点や発生源の立地状況により汚濁が懸念される地点で、その他の項目、要監視項目及び要測定指標項目を水域の状況に応じて必要と思われる地点で測定した。

水質の分析方法は、表―3、表―4に示すとおり、環境基準に定められた分析方法「昭和46年12月28日環境庁告示第59号（平成25年環境省告示第30号改正）」に掲げられた方法、及び日本工業規格「工場排水試験法」JIS-K0102)」等科学的に確立された分析方法で行った。



表一 2 要監視項目調査地点・検体項目数

水域名		環境基準点河川	合計	
測定地点名		修理田橋	測定地点数	測定検体数
測定頻度	測定月	8		
	総測定日数	1		
	総測定回数	1		
要監視項目	クロホルム	1	1	1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1
	1, 2-ジクロロプロパン	1	1	1
	p-ジクロロベンゼン	1	1	1
	トルエン	1	1	1
	キシレン	1	1	1
	イソキサチオン	1	1	1
	ダイアジノン	1	1	1
	フェニトロチオン (MEP)	1	1	1
	イソプロチオラン	1	1	1
	オキシ銅 (有機銅)	1	1	1
	クロロホルニル (TPN)	1	1	1
	プロピサミド	1	1	1
	EPN	1	1	1
	ジクロロホス (DDVP)	1	1	1
	フェノカルブ (BPMC)	1	1	1
	イプロンホス (IBP)	1	1	1
	クロロニトロフェン (CNP)	1	1	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1
	ニッケル	1	1	1
	モリブデン	1	1	1
	アンチモン	1	1	1
	塩化ビニルモノマー	1	1	1
	エビクロヒドリリン	1	1	1
	全マンガン	1	1	1
	ウラン	1	1	1
測定地点数 延測定検体数			1	26

表—3 測定方法一覧

区分	項目	測定方法		報告下限値	単位
		河川・湖沼	海域		
一般項目	気温	規格7.1に定める方法	同左		℃
	水温	規格7.2に定める方法	同左		℃
	外観	規格8に定める方法	同左		
	臭気	規格10.1に定める方法	同左		
	透視度	規格9に定める方法	同左		cm
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左		
	BOD	規格21に定める方法	—	0.5	mg/L
	COD	規格17に定める方法	同左(有明海B類型はアルカリ法)	0.5	mg/L
	SS	付表9に掲げる方法	同左	1	mg/L
	DO	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	0.5	mg/L
	大腸菌群数	最確数による定量法	同左	2	MPN/100mL
	油分	付表13に掲げる方法	同左	0.5	mg/L
	全窒素	規格45.2, 45.3又は45.4に定める方法	同左	0.05	mg/L
	全りん	規格46.3に定める方法	同左	0.003	mg/L
	全亜鉛	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の(1)による。)	同左	0.001	mg/L
ノニルフェノール	付表11に掲げる方法	—	0.0002	mg/L	
LAS	付表12に掲げる方法	—	0.0006		
健康項目	カドミウム	規格55.2, 55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)	同左	0.0003	mg/L
	全シアン	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	同左	0.1	mg/L
	鉛	規格54に定める方法	同左	0.001	mg/L
	六価クロム	規格65.2に定める方法	同左	0.005	mg/L
	砒素	規格61.2, 61.3又は61.4	同左	0.001	mg/L
	総水銀	付表1に掲げる方法	同左	0.0005	mg/L
	アルキル水銀	付表2に掲げる方法	同左	0.0005	mg/L
	PCB	付表3に掲げる方法	同左	0.0005	mg/L
	ジクロロメタン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.002	mg/L
	四塩化炭素	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0002	mg/L
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	0.0004	mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	0.002	mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	0.004	mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.1	mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0006	mg/L
	トリクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.003	mg/L
	テトラクロロエチレン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.001	mg/L
	1,3-ジクロロプロパン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法	同左	0.0002	mg/L
	チウラム	付表4に掲げる方法	同左	0.0006	mg/L
	シマジン	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.0003	mg/L
	チベンチカルブ	付表5の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.002	mg/L
	ベンゼン	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.001	mg/L
	セレン	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法	同左	0.001	mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法	同左	0.001	mg/L
	ふっ素	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法	—	0.08	mg/L
	ほう素	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法	—	0.1	mg/L
	その他の項目	透明度	(湖沼又は海洋観測指針による方法)	海洋観測指針	0.1
大腸菌数		特定酵素基質寒天培地によるMPNフィルター法	—	1	個/100mL
アンモニア性窒素		インドフェノール法(海水分析法)	同左	0.01	mg/L
リン酸態リン		モリブデン青法(海水分析法)	同左	0.003	mg/L
塩化物イオン		H15厚生労働省告示第261号別表第21, 規格35.1	同左	1	mg/L
陰イオン界面活性剤		規格30.1	同左	0.02	mg/L
クロロフィルa		湖沼環境調査指針	海洋観測指針	0.1	mg/m3
トリハロメタン生成能		H6厚生省告示第219号	—	0.0013	mg/L
クロロホルム生成能		H6厚生省告示第219号	—	0.0001	mg/L
ブロモシクロロメタン生成能		H6厚生省告示第219号	—	0.001	mg/L
ジブロモクロロメタン生成能		H6厚生省告示第219号	—	0.001	mg/L
ブロモホルム生成能	H6厚生省告示第219号	—	0.0001	mg/L	

「規格」：日本工業規格 K0102

「付表」：昭和46年12月28日環境庁告示59号に定める方法(平成25年3月27日環境省告示30号最終改正)

表一4 測定方法一覧（要監視項目）

区分	項目	測定方法	報告下限値	単位
要監視項目	クロロホルム	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	0.004	mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
	p-ジクロロベンゼン	K0125の5.1、5.2又は5.3.1	0.03	mg/L
	イソキサチオン	通知1の付表1の第1又は第2	0.0008	mg/L
	ダイアジノン	通知1の付表1の第1又は第2	0.0005	mg/L
	フェニトロチオン（MEP）	通知1の付表1の第1又は第2	0.0003	mg/L
	イソプロチオラン	通知1の付表1の第1又は第2	0.004	mg/L
	オキシ銅（有機銅）	通知1の付表2	0.004	mg/L
	クロロタロニル（TPN）	通知1の付表1の第1又は第2	0.004	mg/L
	プロピサミド	通知1の付表1の第1又は第2	0.0008	mg/L
	E P N	通知1の付表1の第1又は第2	0.0006	mg/L
	ジクロロボス（DDVP）	通知1の付表1の第1又は第2	0.001	mg/L
	フェノブカルブ（BPMC）	通知1の付表1の第1又は第2	0.002	mg/L
	イプロベンホス（IBP）	通知1の付表1の第1又は第2	0.0008	mg/L
	クロルニトロフェン（CNP）	通知1の付表1の第1又は第2	0.0001	mg/L
	トルエン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	0.06	mg/L
	キシレン	K0125の5.1、5.2又は5.3.2	0.04	mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知1の付表3の第1又は第2	0.006	mg/L
	ニッケル	通知1の規格59.3又は付表4若しくは付表5	0.005	mg/L
	モリブデン	通知1の規格68.2又は付表4若しくは付表5	0.007	mg/L
	アンチモン	通知2の付表5の第1、第2又は第3	0.002	mg/L
	塩化ビニルモノマー	通知2の付表1	0.0002	mg/L
	エピクロロヒドリン	通知2の付表2	0.00004	mg/L
全マンガン	K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5	0.02	mg/L	
ウラン	通知2の付表4の第1又は第2	0.0002	mg/L	

通知1：平成5年4月28日、環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知に定められた方法

通知2：平成16年3月31日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知に定められた方法

通知3：平成25年3月27日、環水大水発第1303272号環境省水・大気環境局長通知に定められた方法

環境基準点における平成26年度の結果は、健康項目を測定している全地点（5地点）において環境基準を満たしており、生活環境項目（BOD/COD）は12地点中11地点で環境基準値を満たしています。

○環境基準点における河川のBOD、湖沼・海域のCOD（75%値）

測定地点（環境基準点）	BOD値 【mg/L】 （75%）	COD値 【mg/L】 （75%）	類型	環境基準 【mg/L】	水系
I 佐賀江大橋	2.9	—	C	5以下	筑後川
II 修理田橋	1.7	—	C	5以下	筑後川
III 新郷橋	0.6	—	B	3以下	嘉瀬川
IV 神野上水取水口	<0.5	—	A	2以下	嘉瀬川
V 堂地橋	3.0	—	B	3以下	筑後川
VI 中島橋	2.0	—	C	5以下	嘉瀬川
VII 念仏橋	1.3	—	A	2以下	筑後川
VIII 本庄江橋	4.0	—	C	5以下	嘉瀬川
X 北山ダムダムサイト	—	<b>3.6</b>	A	3以下	湖沼・ クリーク
有明海B-3	—	1.6	B	3以下	海域
有明海B-4	—	1.2	B	3以下	海域
有明海B-5	—	1.3	B	3以下	海域

※BOD・COD値（75%値）とは

水質の程度を評価するときに用いられ、年間の4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示す。

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。